

## 安全保障理事会決議 1353 (2001)

2001年6月13日、安全保障理事会第4326回会合にて採択

安全保障理事会は、

2000年9月7日の安保理決議1318(2000)および2000年11月13日の安保理決議1327(2000)並びに1994年5月3日(S/PRST/1994/22)と1996年3月28日(S/PRST/1996/13)の安保理議長声明および安保理議長によるその他の全ての関連声明を再確認し、

2001年1月31日の安保理議長声明(S/PRST/2001/3)も想起し、

2001年1月16日の安保理第4257回会合における「部隊提供諸国との協力の強化」というテーマでの安保理の討議で表明された見解を考慮しつつ、

全国家の政治的独立、主権平等および領土保全の原則並びに全国家の主権の尊重に対する安保理の公約を含む、国連憲章第1条第1から4項に規定された国際連合憲章の目的および国連憲章第2条第1から7項に規定された国連憲章の原則に対する安保理の公約を再確認し、

国際の平和および安全の維持に対する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任を再確認し、この分野における国際連合の能力の強化に対する安保理の公約をくり返し表明し、またこの目的に対するその能力の範囲内で全ての必要な措置を講じる安保理の意思を強調し、

国際連合平和活動に関するパネルの報告書(S/2000/809)における関連する勧告を想起しまた国際連合平和維持活動の効率性と有効性を強化するための全ての取組に対する安保理の支援を再確認し、

平和維持活動要員および人道支援要員を含む他の国際連合並びに関連要員の安全を確保する必要性を強調し、

提携、協力、信用および相互信頼の精神を助長するため、安全保障理事会、部隊提供諸国および事務局間の関係を改善する必要性を強調し、

より一貫した且つ統合された活動の概念を確保するため、また国際連合平和維持活動の経営的効率と活動上の効果を高めるための一連の措置の一部として、部隊提供国との協力を強化する必要性を認識し、

本決議の添付資料に含まれる関連規定もまた、文民警察官および他の要員を提供している諸国との協力を強化することに関係があることに留意し、

1. 本決議の添付資料に含まれている決定と勧告を採択することに同意する。

2. 平和維持活動に関する安保理作業部会に対し、効率的且つ効果的な平和維持活動を設けまた支援するため国際連合の能力を強化することに関するその作業を継続することを要請する。
3. 部隊提供諸国との協力のために合意された措置の履行を密接にフォローすることを行い、平和維持活動に関する安保理作業部会に対し、部隊提供諸国の提案を考慮しつつその更なる改善を考慮して、本決議の採択から6か月以内に、合意された措置の効率性と有効性を評価し、これらの問題について安保理に報告することを要請する。
4. この問題に積極的に引き続き取り組むことを決定する。

## 添付資料 I

### A

#### 部隊提供諸国との協力に関する原則の声明

安全保障理事会は、

1. 部隊提供諸国との安保理の提携は、国際の平和および安全の維持に対する国際連合への要員、援助並びに施設の提供に対するその分担責任の加盟国による引受、とりわけそうするための最大限の能力と手段での引受により、強化されることができるとを認識する。
2. 加盟国に対し、具体的な国際連合平和維持活動のための要員および装備に関する約束のギャップを埋めるための措置を講じることを奨励する。
3. ミッションの職務権限を遂行する平和維持要員の能力を確保するため、必要且つ適切な措置を講じる部隊提供諸国の重要性を強調し、また、訓練、後方支援および装備の分野を含む、これに関連した二国間並びに国際的な協力の重要性を強調する。
4. 国際連合平和維持活動に参加している国の派遣部隊が、事務局から、訓練、後方支援および装備の分野を含む、効果的且つ適切な支援を受けることを確保する重要性を強調する。
5. 事務局が、これらの任務を遂行するために、十分な人的および財政的資源を与えられまたこれらの資源が効率的且つ効果的に使われることを確保する必要性を強調する。
6. 安全保障理事会、事務局および部隊提供諸国間の協議が、安保理の責任を遂行することにおける、適切な、効果的且つ時宜を得た決定をする安保理の能力を高めるべきことを強調する。
7. 不安定な状況のための緊急対処計画の準備を含む、概念から平和維持活動の効果を改善し、結合する出口戦略を促進するための包括的な対処法を維持する必要性もまた強調する。

## B

### 活動上の問題

1. 国際的な協力および地域的な平和維持活動訓練センターの設置を含む、平和維持活動の訓練のための支援を奨励し、またそのようなセンターへの事務総長からの技術的支援の必要性を強調する。
2. 事務総長に対し、個別の平和維持活動に関する安全保障理事会への定期的な彼の報告書に、部隊提供諸国との彼の協議に関する情報を含むことを要請し、またそのような活動に関する決定を行う際には、これらの協議および部隊提供諸国との安保理の会合において表明された見解を考慮することを約束する。
3. 事務総長に対し、学ぶことができる教訓を引き出すための彼の取組の一部として各平和維持活動の適切な段階で、利害関係のある代表団、とりわけ部隊提供諸国との、現在および将来の活動の実施および立案において考慮されるべき、評価会合を招集することをまた要請する。
4. 事務総長に対し、平和維持活動の実施および定期的な教訓学習過程において、現場での若しくは出発後の国の派遣部隊の活動上の経験を考慮することを更に要請する。
5. 平和維持活動に関する安全保障理事会のミッションの職務内容およびその後のミッションの結論を部隊提供諸国に十分に知らせることを約束する。
6. 部隊を約束している諸国によるミッション派遣地区への調査訪問の実施は、平和維持活動に効果的に参加するための準備にとってかなり価値があるものとなることのできるのと安保理の見解を表明し、またそのような訪問に対する支援を奨励する。
7. 事務総長に対し、統合されたミッションタスクフォースを創設する国際連合平和活動に関するパネルの提案を実施するための、また国際連合立案および支援能力を改善する他の関連能力を追求するための、更なる措置を講じることを促す。
8. 事務総長、安全保障理事会および部隊提供諸国への助言の質を改善する目的で、国際連合事務局の情報および分析能力を改善する必要性を強調する。
9. 安全保障理事会および部隊提供諸国への事務局の助言は、加盟国が喜んで支援するものは何かよりも、現場での状況の客観的評価を基礎とした行動のための勧告の範囲を含むべきであることをまた強調する。
10. とりわけミッション派遣地区における地域住民内にミッションの目的と範囲についての認識を改善するためのキャンペーンを通じた、ミッションを特定した効果的な広報と平和維持活動内の意思疎通

能力の重要性を強調する。

11. 国際連合平和維持活動に対する国際的な公的支援を生み出すための効果的な広報プログラムの必要性を強調し、またこれに関連して、とりわけ部隊提供諸国における、平和維持要員の提供を計画する特別なプログラムの必要性をまた強調する。
12. これに関連して、国際連合内の効果的な広報能力の必要性を強調し、またこれに関連して、平和維持活動における広報に対する事務局の立案および支援を強化する事務総長の提案（S/2000/1081）に留意する。

## C

### 他の制度

1. 国際連合平和維持活動を強化する方法の一つとして軍事参謀委員会の利用の可能性を審議し続けることを約束する。
2. 事務総長の私的諮問団、並びに部隊提供諸国を含む他の非公式制度、安全保障理事会理事国、資金供与国および同地域の諸国が、国際連合活動の一貫性と効果を増加することでの有益な役割を果たすことができるという安保理の信念を表明し、また彼らは安全保障理事会との密接な協力でその活動を実施すべきことを強調する。

## D

### フォローアップ

1. 新しい制度に対する部隊提供諸国の具体的な提案の審議を含む、現在の制度に対する更なる改善の可能性の観点から、部隊提供諸国との安保理会合の効率性と有効性を、6か月以内に評価する安保理の意図を表明する。
2. 部隊提供諸国の見解と懸念の適切な反映を確保する観点から、添付資料Ⅱに詳述された現在の協議制度を改善することおよび拡大することにより決議およびこの添付資料に含まれている原則と規定に加えてまたそれらを基礎として、部隊提供諸国との協力を強化することを決定する。

## 添付資料Ⅱ

### 部隊提供諸国との会合の構成、手続および文書作製

部隊提供諸国との協議は、以下の構成で行われる。

- A. 部隊提供諸国との安全保障理事会の公式若しくは非公式会合

- B. 部隊提供諸国との協議会合
- C. 事務局と部隊提供諸国との会合

## A

### 安全保障理事会の公式若しくは非公式会合

1. 安全保障理事会は、具体的な平和維持活動に対する極めて重要な問題の十分且つハイレベルな審議を確保するために、部隊提供諸国の要請を含む、同諸国が参加したまた安全保障理事会仮手続規則を損なうことのない公式若しくは非公式会合を開催する。
2. そのような会合は、とりわけ、事務総長が、新若しくは現行の平和維持活動のための可能性のある部隊提供諸国を特定した時に、平和維持活動の職務権限の変更または更新若しくは終了を審議する時に、または国際連合平和維持要員の安全を脅かす場合を含む、現場での状況が急速に悪化した時に、開催され得る。

## B

### 部隊提供諸国との協議会合

1. 部隊提供諸国との協議会合は、協議の主要な手段として存続し、また安全保障理事会の議長が招集した議長をつとめる。
2. そのような協議会合は、以下のことを含む、平和維持活動の異なる段階で、適切な場合には、部隊提供諸国の要請を含んで、招集され得る。
  - (a) 活動概念の開発および新活動の職務権限の遂行を含む、ミッションの立案。
  - (b) 職務権限の何らかの変更、とりわけミッションの範囲の拡大若しくは縮小、新または追加任務若しくは部門の導入、または武力の行使の承認の変更。
  - (c) 職務権限の更新。
  - (d) 著しい若しくは重大な、政治的、軍事的または人道的進展。
  - (e) 現場での治安状況の急速な悪化。
  - (f) 平和維持活動から紛争後の平和構築活動への移行を含む、活動の終了、撤退もしくは規模の縮小。
  - (g) 具体的な平和維持活動への安保理の派遣の前後。
3. 以下の当事者は、かかる会合へ招請される。
  - (a) 平和維持活動への部隊、軍事監視員若しくは文民警察官の派遣諸国。
  - (b) 事務総長により特定された期待される部隊提供諸国。
  - (c) 討議中の問題に、具体的な貢献をしている場合、関連する国際連合諸機関や当局。
  - (d) 適切な場合には、オブザーバーとして、他の機関や当局。
  - (e) 他の文民要員、信託基金、後方支援、装備および施設への貢献、適切な場合には、その他の貢献

のような、特別な貢献をしている諸国。

- (f) 適切な場合には、オブザーバーとして、主催国／主催諸国。
- (g) 地域的若しくは準地域的機関または取極、適切な場合には、提供部隊の代表。
- (h) 適切な場合には、提供部隊がない場合にオブザーバーとして、地域的機関。

4. そのような協議会合は、適切な場合には、以下の審議を含む。

- (a) 安全保障理事会による平和維持活動職務権限の制定のための準備。
- (b) 活動の概念、任務の立案、武力行使の承認、命令系統、部隊構成、部隊の統一と結合、訓練および装備、リスクアセスメント並びに展開を含む、活動上の問題。
- (c) 事務局からの説明用のノート若しくは事務局の口頭説明についての重大な懸念または事務総長報告書に規定された彼の勧告。
- (d) 安全保障理事会の議長に通報されたものを含む、部隊提供諸国の具体的な懸念。
- (e) 異なった分野若しくはミッションの部門におけるミッションの任務の遂行における進展。

5. 以下の措置は、そのような協議の質と有効性を改善するために確保される。

- (a) 扱われるべきまた関連する背景文書作製に注意をむける問題を含む、議事日程を列挙している非公式文書は、安全保障理事会議長により、これらの会合に出席するため招請されている参加者に配布される。
- (b) 事務総長は、安全保障理事会の作業計画の制限内に、安全保障理事会が要請した特定の平和維持活動に関する報告書が、安全保障理事会理事国内での討議の前に、部隊提供諸国との会合の時宜を得た開催ができるように早めに発行されることを確保すべきである。
- (c) 事務局は、これらの会合の開始時に、概況報告書が全ての参加者に利用可能とすべきでもある。
- (d) 事務総長は、説明が、現場におけるミッションで活動している上級要員により与えられることを、可能な場合には、確保すべきである。
- (e) 事務総長は、可能な場合には、説明が、政治的、軍事的、人道的および人権の状況についての客観的評価および分析から成ることを確保しなければならない。
- (f) 事務総長は、情報技術の利用を含む、説明の使い勝手をより良くすることにより、説明に価値を加えなければならない。

6. 以下の取極は、協議会合において表明された、安全保障理事会理事国に対する部隊提供諸国の懸念と見解について、これらの懸念と見解が然るべき審議を受けることができるように、時宜を得た且つ適切なコミュニケーションを確保するために行われる。

- ・ 安全保障理事会議長は、事務局の支援を得て、そのような会合の内容の要約を準備しまた利用可能とする。
- ・ 討議の要約は、適切な場合には、関連する平和維持活動に関する非公式協議若しくはそれに関する次の会合に先だって、安保理事国に配布される。

## C

### 事務局と部隊提供諸国との会合

安全保障理事会は、特定の平和維持活動に関する問題を議論する事務局と部隊提供諸国との会合の現行の慣例および、可能な場合には、事務総長特別代表、部隊司令官および文民警察の長の、そのような会合への出席を支持する。

### **協議の他の形態**

安全保障理事会は、ここに記述された協議の形態は完全なものではないこと、また、安保理議長または安保理理事国、事務総長と部隊提供諸国並びに、適切な場合には、関係地域からの諸国を含む、特に影響を受ける他国との公式または非公式なコミュニケーションを含む、他の様々な形態で、協議が行われ得ることに留意する。